



# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政策法務課  
電話 (05) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (05) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示	(文教課) 745
○京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示 (こども・子育て総合支援室) 751	
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定	(地域福祉推進課) 752
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	( ク ) ク
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定	( ク ) 753
○中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定	( ク ) ク
○中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止	( ク ) ク
○中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 (地域福祉推進課) 753	
○保安林の指定解除予定の通知 (山城広域振興局) ク	
○公共測量の終了 (用地課) 754	
○道路の区域変更 (山城南土木事務所) ク	
○道路の供用開始 ( ク ) ク	
公 告	
○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所)	ク
公 安 委 員 会	
○道路交通法第44条第2項第2号の規定による停車又は駐車に關係のある者による合意に係る告示	755

告 示

## 京都府告示第517号

京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

## 京都府奨学のための給付金支給要綱の一部を改正する告示

京都府奨学のための給付金支給要綱(平成26年京都府告示第446号)の一部を次のように改正する。

第1条中「又は」を「、」に、「に属する」を「又は住民税所得割特定額課税世帯に属する」に改める。

第2条第4号中「世帯を」を「者の属する世帯を」に改め、同条第5号ア中「をいう。」の右に「次号において同じ。」を、「世帯（）の右に「当該」を加え、同号イ中「世帯に該当したものとして知事が認める」を「こととなった」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 住民税所得割特定額課税世帯 次に掲げる世帯をいう。

ア 住民税所得割非課税等世帯以外の世帯であって、基準日の前日の属する年度において、保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員。イにおいて同じ。）に課されている道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額の合算額が10万5,500円未満であるもの（当該保護者等が当該道府県民税及び市町村民税の賦課期日において

いて国内に住所を有する場合に限る。)

イ 住民税所得割非課税等世帯以外の世帯であって、基準日の前日の属する年度において、保護者等に課されている道府県民税所得割の額及び市町村民税所得割の額の合算額が10万5,500円以上26万4,500円未満であり、かつ、当該保護者等が扶養する子が3人以上いるもの（当該保護者等が当該道府県民税及び市町村民税の賦課期日において国内に住所を有する場合に限る。）

ウ 家計の急激な変動によりア又はイに掲げる世帯に相当することとなった世帯

第3条第1項第2号中「に、」を「又は住民税所得割特定額課税世帯に、」に改める。

第4条の2第1項中「前3条」を「前2条」に改め、同項第1号中「（加算給付金の支給を受けようとする保護者等が当該加算給付金に係る高校生等である場合（その者が主として他の者の収入により生計を維持している場合を除く。）にあっては、当該保護者等である高校生等）」を削り、同項第3号中「扶養している高校生等が住民税所得割非課税等世帯に属する者であり、かつ、」を削り、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項各号を次のように改める。

(1) 国公立高等学校等（国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する高校生等 1人当たり 6万4,800円

(2) 私立高等学校等（国公立高等学校等以外の高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する高校生等 1人当たり 8万1,000円

第4条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 加算給付金の支給を受けようとする保護者等が当該加算給付金に係る高校生等である場合（その者が主として他の者の収入により生計を維持している場合を除く。）における前項の規定の適用については、同項第1号中「当該保護者等が扶養している高校生等」とあり、並びに同項第2号及び第3号中「当該保護者等」とあるのは、「高校生等」とする。

第5条第2号中「に係る」を「又は第2条第6号ウに規定する世帯に係る」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

支給額の基礎となる高校生等の区分		支給額の基礎となる高校生等1人当たりの支給額
生活保護世帯	私立高等学校等（高等学校等専攻科を除く。）に在学する高校生等	年額52,600円
	国公立高等学校等（高等学校等専攻科を除く。）に在学する高校生等	年額32,300円
住民税所得割非課税等世帯	私立高等学校等（高等学校等専攻科及び通信制の課程を除く。）に在学する高校生等	年額152,000円
	国公立高等学校等（高等学校等専攻科及び通信制の課程を除く。）に在学する高校生等	年額143,700円
	私立高等学校等（通信制の課程に限る。）に在学する高校生等	年額52,100円
	国公立高等学校等（通信制の課程に限る。）に在学する高校生等	年額50,500円
住民税所得割特定額課税世帯	私立の高等学校等専攻科に在学する高校生等	年額52,100円
	国公立の高等学校等専攻科に在学する高校生等	年額50,500円
	私立の高等学校等専攻科に在学する高校生等	年額10,420円
	国公立の高等学校等専攻科に在学する高校生等	年額10,100円

備考 基準日の属する年度の7月1日後に家計急変世帯又は第2条第6号ウに規定する世帯となった場合における給付金の支給額は、当該年度の残月数に応じて算定した金額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

## 別記第1号様式中

## 「4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について

提出する証明書等について、（1）から（3）までの当てはまる□にレ印を付けてください。

- （1）  申請年度の7月1日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していることが分かる証明書を提出します。

（2）

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分の課税証明書等を提出します。
②	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者（氏名）である親権者の申請の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
③	<input type="checkbox"/> 異居、死別等により親権者が1名であるため、親権者1名分の課税証明書等を提出します。
④	<input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
⑤	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（　）名分の課税証明書等を提出します。
⑥	<input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分の課税証明書等を提出します。
⑦	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分の課税証明書等を提出します。
⑧	<input type="checkbox"/> 高校生等本人の課税証明書等を提出します。

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

（3）

- 所得確認の対象が未成年の高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもいらない場合）であるが、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないため、課税証明書等を提出しません。

※（2）及び（3）に当てはまる場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

- 私の世帯は、申請年度の7月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。

## 5 保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生である者を除く。）に関する事項

「高校生等に関する事項」に記載した高校生等に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（申請年度の7月1日に、高校生等と同じ保護者等に扶養されている者で中学生でない者に限る。）がいる場合は、次の□にレ印を付し、その者の氏名等を記入してください。

なお、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給している場合は、記入不要です。

- 私（申請者）と次の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

続柄 (注)	フリガナ 氏 名	生年月日 年 月 日	高等学校等の所在地	課程
			高等学校等の名称	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			国公 私立	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			国公 私立	
		年 月 日		<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
			国公 私立	

注 申請者（扶養者）から見た被扶養者との続柄を記載してください。

を

」

## 「4 生業扶助（高等学校等就学費に限る。）受給の有無について

申請年度の7月1日における生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）受給の有無について、当てはまる□にレ印を付けてください。

私の世帯は、生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。

→ 5に記入してください。

私の世帯は、生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給しているため、受給していることの確認ができる生活保護受給証明書を提出します。

→ 5に記入する必要はありません。

## 5 保護者等の所得状況等の確認について

提出する書類について、(1)又は(2)のうち、当てはまる□にレ印を付けてください。

## (1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	
	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（次のアからウまでの理由のうち、当てはまる□にレ印を付けてください。）	
②	ア <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者である親権者の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため	に改め
	イ <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名であるため	
	ウ <input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ダメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため	
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分	
④	<input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分	
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分	
⑥	<input type="checkbox"/> 高校生等本人	

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

## (2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が未成年の高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、道府県民税及び市町村民税の所得割を課されるだけの収入を得ていません。

る。

別記第1号の2様式中「給付金申請書」の右に「（家計急変世帯への支援）」を加え、

## 「4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について

提出する証明書等について、以下の当てはまる□にレ印を付けてください。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分の課税証明書等を提出します。
②	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者（氏名）である親権者の申請の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
③	<input type="checkbox"/> 異婚、死別等により親権者が1名であるため、親権者1名分の課税証明書等を提出します。
④	<input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
⑤	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（　）名分の課税証明書等を提出します。
⑥	<input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分の課税証明書等を提出します。

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

※ 次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/> 私の世帯は、基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。
--

を

## 「4 保護者等の所得状況等の確認について

(1) 次の内容について確認の上、□にレ印を付けてください。

<input type="checkbox"/> 私の世帯は、基準日において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。
--

(2) 次の者の課税証明書等を提出します。（当てはまる□にレ印を付けてください。）

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（次のアからウまでの理由のうち、当てはまる□にレ印を付けてください。）
ア	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者である親権者の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため
イ	<input type="checkbox"/> 異婚、死別等により親権者が1名であるため
ウ	<input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（　）名分
④	<input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分
⑥	<input type="checkbox"/> 高校生等本人

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

」

に改める。

別記第1号の3様式中「給付金申請書」の右に「（新入生一部早期給付）」を加え、

## 「4 保護者等（専攻科の場合は生計維持者）の所得の状況等に関する確認について

提出する証明書等について、（1）から（3）までの当てはまる□にレ印を付けてください。

- (1)  申請年度の4月1日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していることが分かる証明書を提出します。

(2)

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分の課税証明書等を提出します。
②	<input type="checkbox"/> 控除対象配偶者（氏名）である親権者の申請の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
③	<input type="checkbox"/> 离婚、死別等により親権者が1名であるため、親権者1名分の課税証明書等を提出します。
④	<input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ダメティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため、もう一方の親権者1名分の課税証明書等を提出します。
⑤	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（　）名分の課税証明書等を提出します。
⑥	<input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分の課税証明書等を提出します。
⑦	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分の課税証明書等を提出します。
⑧	<input type="checkbox"/> 高校生等本人の課税証明書等を提出します。

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

(3)

- 所得確認の対象が未成年の高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれもいない場合）であるが、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていないため、課税証明書等を提出しません。

※ (2) 及び (3) に当てはまる場合は、次の内容を確認の上、□にレ印を付けてください。

- 私の世帯は、申請年度の4月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。

## 5 保護者等に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中学生である者を除く。）に関する事項

「高校生等に関する事項」に記載した高校生等に15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（申請年度の4月1日に、高校生等と同じ保護者等に扶養されている者で中学生でない者に限る。）がいる場合は、次の□にレ印を付し、その者の氏名等を記入してください。

なお、生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給している場合は、記入不要です。

- 私（申請者）と次の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

続柄 (注)	フリガナ 氏 名	生 年 月 日	高等学校等の所在地	課程
			高等学校等の名称	
		年 月 日	国公 私立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
				<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
		年 月 日	国公 私立	<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない
				<input type="checkbox"/> 高校生等（通信制、専攻科） <input type="checkbox"/> 高校生等（通信制及び専攻科以外） <input type="checkbox"/> 高校生等でない

注 申請者（扶養者）から見た被扶養者との続柄を記載してください。

」

を

## 「4 生業扶助（高等学校等就学費に限る。）受給の有無について

申請年度の4月1日における生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費に限る。）受給の有無について、当てはまる□にレ印を付けてください。

私の世帯は、生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給していません。

→ 5に記入してください。

私の世帯は、生業扶助（高等学校等就学費に限る。）を受給しているため、受給していることが確認できる生活保護受給証明書を提出します。

→ 5に記入する必要はありません。

## 5 保護者等の所得状況等の確認について

提出する書類について、(1)又は(2)のうち、当てはまる□にレ印を付けてください。

## (1) 次の者の課税証明書等を提出します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分
	<input type="checkbox"/> 親権者1名分（次のアからウまでの理由のうち、当てはまる□にレ印を付けてください。）
②	ア <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者である親権者の前年の収入が100万円以下であり、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されていないため
	イ <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名であるため
	ウ <input type="checkbox"/> 親権者が2名存在するものの、事情（ドメスティックバイオレンス、養育放棄等）によりやむを得ず一方の親権者の課税証明書等を提出できないため
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分
④	<input type="checkbox"/> 高校生等の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）2名分
⑤	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者1名分
⑥	<input type="checkbox"/> 高校生等本人

※ 専攻科の場合、「親権者」とあるのは、「父母」と読み替えてください。

## (2) 次の理由により、課税証明書等を提出しません。

所得確認の対象が未成年の高校生等本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、道府県民税及び市町村民税の所得割を課されるだけの収入を得ていません。

に改める。

## 附 則

- この告示は、令和7年10月28日から施行し、この告示による改正後の京都府奨学のための給付金支給要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、令和7年度分の給付金から適用する。
- この告示による改正前の京都府奨学のための給付金支給要綱別記様式による用紙は、当分の間、新要綱別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。



## 京都府告示第518号

京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年10月28日

京都府知事 西 脇 隆 俊

## 京都府不育症検査費用助成金交付要綱の一部を改正する告示

京都府不育症検査費用助成金交付要綱（令和3年京都府告示第492号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「助成対象者」という。）とする。

- (1) 母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（令和5年6月30日付けこ成母第36号こども家庭庁成育局長通知。以下「国要綱」という。）の別添7の3に規定する対象者であること。
- (2) 第4条第1項に規定する申請書を知事に提出する日において府の区域（京都市の区域を除く。）内に住所を有すること。
- (3) 国要綱の別添7の8の(1)の事項に同意していること。

第4条第2項中「別添8の4」を「別添7の4」に改める。

別表中「別添8の4の(1)」を「別添7の4の(1)」に、「遺伝子検査」を「対象検査」に改める。  
別記第2号様式中「あり（治療期間」を「有（治療期間」に、「なし」を「無」に、「あり（治療内容」を「有（治療内容」に、

検査結果	所見なし (46, XX 46, XY) · 所見あり (内容 : ) · 分析不可
------	---

を

検査結果 (次世代シーケンサー を用いた流死産 絨毛・胎児組織染色体検 査の場合)	所見なし (46, XX 46, XY) · 所見あり (内容 : ) · 分析不可
検査結果 (抗ネオセルフ $\beta_2$ グ リコプロテイン I 複合 体抗体検査の場合)	陽性 · 陰性

に改める。

#### 附 則

この告示は、令和7年10月28日から施行し、この告示による改正後の京都府不育症検査費用助成金交付要綱の規定は、令和7年度分の助成金から適用する。



#### 京都府告示第519号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

医療機関の名称	所 在 地	開設者名	指 定 年月日
訪問看護ステーション「FINE」	福知山市駅南町3丁目57 駅南第一ビル1F	医療法人福知会	令 7.10.15
ハート調剤薬局五ヶ庄戸ノ内店	宇治市五ヶ庄戸ノ内7の 23	株式会社 ウイーズ	7. 9. 1
ユタカ薬局城陽寺田	城陽市寺田北山田21の1	株式会社ユタカファーマシー	7.10. 1



#### 京都府告示第520号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
ハート調剤薬局五ヶ庄戸ノ内店	宇治市五ヶ庄戸ノ内7の23	株式会社メルクファー・マシー	令 7. 8. 31
きはら薬局花住坂店	京田辺市花住坂1丁目15の1 ピュア花住B棟101号	株式会社Las hermanas	"

## 京都府告示第523号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
ハート調剤薬局五ヶ庄戸ノ内店	宇治市五ヶ庄戸ノ内7の23	株式会社メルクファー・マシー	令 7. 8. 31
きはら薬局花住坂店	京田辺市花住坂1丁目15の1 ピュア花住B棟101号	株式会社Las hermanas	"

## 京都府告示第521号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
後藤 元	後藤 元	長岡京市下海印寺方丸6の25	令 7. 9. 24

## 京都府告示第522号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
訪問看護ステーション「FINE」	福知山市駅南町3丁目57駅南第一ビル1F	医療法人福知会	令 7. 10. 15
ハート調剤薬局五ヶ庄戸ノ内店	宇治市五ヶ庄戸ノ内7の23	株式会社ウイーズ	7. 9. 1
ユタカ薬局城陽寺田	城陽市寺田北山田21の1	株式会社ユタカファー・マシー	7. 10. 1

## 京都府告示第524号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
後藤 元	後藤 元	長岡京市下海印寺方丸6の25	令 7. 9. 24

## 京都府告示第525号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

## 1 解除予定保安林の所在場所

木津川市加茂町大野岩谷22の2（次の図に示す部分

に限る。)

2 指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、木津川市役所においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第526号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量（令和7年京都府告示第479号）が令和7年9月26日終了した旨測量計画機関の長である京都府丹後広域振興局長から通知があった。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

測量の地域

京丹後市丹後町徳光ほか地内

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第528号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年10月28日から令和7年11月11日まで縦覧に供する。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 八幡木津線

3 供用開始の区間及び期日

区間	期間	期日
相楽郡精華町大字菱田小字新池22の1から		
相楽郡精華町大字菱田小字新池22（右）を経て		令和7年10月28日
相楽郡精華町大字下柏小字下新庄14・15合併1まで		

4 縦覧場所 京都府山城南土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第527号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和7年10月28日から令和7年11月11日まで縦覧に供する。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

1 道路の種類 府道

2 路線名 八幡木津線

3 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相楽郡精華町大字菱田小字新池22の1から	前	最小 8.0 m 最大 8.0	6.3	工事に伴う仮設道の設置
	後	最小 9.1 最大 9.9		
相楽郡精華町大字菱田小字新池22の1まで	前			
	後			

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年10月28日

京都府知事 西脇 隆俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市薪西山47の2、48の1

（関連区域）

京田辺市薪西山33の3の一部、47の10、48の2の一部、60の16の一部、市有地

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

京田辺市東西神屋33

カントリーハウス株式会社

## 公 安 委 員 会

## 京都府公安委員会告示第174号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、京都市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車等の停車又は駐車に関して次のとおり合意した。

令和 7 年 10 月 28 日

京都府公安委員会  
委員長 池 坊 由 紀

## 1 合意した者

- (1) 高槻市企業管理者
- (2) 京都府公安委員会
- (3) 高槻市長
- (4) 京都市長
- (5) 国土交通省近畿運輸局長

## 2 一般旅客自動車運送事業用自動車等が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称等

停留所の名称	方向	所在地
空谷橋	南行	京都市西京区大原野出灰町318の1

## 3 停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲

停車又は駐車をする一般旅客自動車運送事業用自動車等の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
東京・日本交通株式会社	道路運送法（昭和26年法律第183号）第21条第2号による乗合旅客の運送	たかつきデマンドバス事業

## 4 期間

令和 7 年 11 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

## 5 停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするために必要と認める事項

停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。